

第 11 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 22 年 9 月 14 日 (火) 16 : 30 ~ 17 : 00
場 所 総務省共用 1001 会議室 (10F)
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
佐藤委員、関口委員、藤原委員
事務局 原口電気通信事業部長、
(総務省) 古市事業政策課長、
二宮料金サービス課長、
吉田料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（既設屋内配線の転用に係る平成 22 年度の工事費等の設定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書（案）を一部修正の上、次の電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

佐藤委員：光屋内配線工事費を算定するに際して、残存簿価を個別に把握することが困難なため、減価償却が進んでいるものや遅れているものを合わせた全体の平均残余価値を用いているということを考えると、今後新設が増えていくとした場合、工事費は上がることになると思われるが、工事費の推移についてはどのような予測をしているか。

事務局：今後の投資の動向については必ずしも明らかではないが、これまで通りの投資が続くものと考えた場合、既設屋内配線はすでに相当程度設置されているため、新規投資分により全体の残価が引き上がるところまでの影響はないと予想している。

佐藤委員：耐用年数はどれくらいか。

事務局：原則として、光ファイバーの法定耐用年数は、平成 20 年度に 10 年だったものを 15 年に引き延ばしたところであるが、新設の屋内配線の使用料を定める際に用いる平均的な使用期間は 10 年とした経緯があるので、今回の転用における工事費を算定する際の耐用年数も 10 年として計算した次第である。

酒井委員：NTT東日本について、光コンセントを新設する場合よりも光コンセントが既設の場合の光屋内配線工事費が高くなるのは何故か。通常は新設の方が高くなるものではないのか。

事務局：既設の場合でも新設の段階で光コンセントを設置するという作業自体は発生しており、その費用は既設設備負担額に含まれている。今回の同時工事の際に光コンセントを設置する場合の費用は工事実費に計上されている。既設と新設でコンセント設置の際の派遣費の負担額に差があるため工事実費に違いが生じている。なお、NTT西日本の方がNTT東日本に比べ、光ファイバーの減価償却が進んでいるため、既設設備負担額については、NTT西日本の方が低くなっている。

相田委員：考え方3のなお書き部分は、意見3とは直接関係のないことを書いているように思えるが所見如何。

事務局：NTT西日本は無派遣工事の実現のため、早期に取り組むことが適当であるというのが本旨であるが、NTT東日本が無派遣工事の工事費を約款で整理したからといって、直ちに無派遣による転用を行えるようになるわけではない。そのため、実際の作業工程等について関係事業者間の協議により調整をすることが必要になると考えられるため、あえて明記をした次第である。

相田委員：明記した理由が分かるような書きぶりに修正した方がよい。

事務局：了。

佐藤委員：今回設定される料金は毎年見直すものか。

事務局：然り。今後ヒストリカル方式により毎年見直していく。

佐藤委員：工事実費を算定するための、作業単金はどれくらいか。

事務局：例えば西日本の場合、平日1時間あたり6,169円である。

東海主査：一部考え方において修正があったが、主査である私にご一任していただくものとし、当委員会としては、本報告書（案）を修正した上、電気通信事業部会に報告することとしたい（異議なし）。

以上